

部長、参事官及び所属長

殿

情報通信部長

災対発第18号

平成28年1月25日

30年保存（口訓）

本部長

【沿革】 R2. 3. 13 災対発第43号一部改正

R4. 3. 29 災対発第49号一部改正

R5. 3. 30 災対発第36号一部改正

R6. 3. 21 災対発第50号一部改正

高知県警察緊急事態発生時の初動措置要綱の制定について（通達甲）

緊急事態発生時の初動措置に関し「高知県警察緊急事態発生時の初動措置要綱の制定について（例規）」（平成27年2月9日災対発第45号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察緊急事態発生時の初動措置要綱」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、情報通信部長にあつては、協力をお願いする。

## 別添

### 高知県警察緊急事態発生時の初動措置要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、緊急事態の発生に際し、県警察の総合力を発揮して初動措置を迅速かつ的確に実施するため必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 緊急事態の種別、初動措置主管課等

緊急事態とは、突発的事案であって、社会的反響の大きな事故災害その他これに類するとして本部長が認める事案（これら事故災害等に発展するおそれのある事案を含む。）をいい、その種別並びに初動措置を主管する県本部の課（以下「初動措置主管課」という。）及び事案を処理する県本部の課（以下「事案処理主管課」という。）は、別表第1の緊急事態の種別並びに初動措置主管課及び事案処理主管課のとおりとする。

#### 第3 基本方針

- 1 緊急事態の処理に関する業務は、他の通常業務に優先して行い、県警察の総合力の発揮に努めること。
- 2 人命の保護を最優先とし、被害者の救出救助及び避難誘導並びに被害の拡大防止のための措置を徹底すること。
- 3 緊急事態の発生時において迅速かつ的確な初動措置を講じるため、所属長は、平素から県、市町村、消防、自衛隊、海上保安部、輸送機関、医療機関等の関係機関との連絡通報体制及び相互協力体制を確立すること。また、緊急事態発生時においては、他機関が行う活動に対する積極的な協力を努めること。

#### 第4 基本的な初動措置

##### 1 緊急事態を認知した職員の措置

職員は、緊急事態の発生を認知したときは、通信指令課長及び事案発生地を管轄する署（以下「所轄署」という。）の署長（以下「所轄署長」という。）に対し、認知した内容を直ちに通報するものとする。

##### 2 通信指令課長の措置

通信指令課長は、110番通報等により緊急事態の発生を認知したときは、所轄署長、初動措置主管課長、事案処理主管課長、警備第二課長及び情報通信部機動通信課長に対し、事案の概要を直ちに通報するとともに警ら用無線自動車等に対する現場急行、情報収集等を指令するものとする。

##### 3 県本部の総合当直責任者の措置

当直時間内（高知県警察処務規程（平成17年4月本部訓令第8号）第12条に規定する当直員の勤務時間をいう。）において緊急事態の発生を認知した

県本部の総合当直責任者は、通信指令課長、所轄署長、初動措置主管課長、事案処理主管課長、警備第二課長及び情報通信部機動通信課長に事案の概要を直ちに報告するとともに、当該事案の把握に努めるものとする。

#### 4 所轄署長の措置

##### (1) 初動措置

所轄署長は、緊急事態の発生を認知したときは、速やかに部隊を現地に出勤させ、必要な情報の集約、負傷者の救助、避難誘導、交通規制等必要な初動措置を講じるものとする。

##### (2) 通報等

所轄署長は、自ら緊急事態の発生を認知したときは通信指令課長、初動措置主管課長、事案処理主管課長及び警備第二課長に直ちに通報し、通信指令課長からの通報により認知したときは通信指令課長と連携して初動措置主管課長及び事案処理主管課長へ通報するものとする。

#### 5 初動措置主管課長の措置

初動措置主管課長は、緊急事態の発生を認知したときは、主管部長を通じて本部長に報告するとともに、事案処理主管課長及び所轄署長との連携を緊密にして、的確な初動措置を講じるものとする。

#### 6 事案処理主管課長の措置

事案処理主管課長は、緊急事態の発生を認知したときは、初動措置主管課長及び所轄署長と連携して的確な初動措置を講じるとともに、当該緊急事態の原因究明、捜査等必要な処理を行うものとする。

### 第5 緊急事態対策室の設置等

1 緊急事態の報告を受理した初動措置主管部長等は、直ちに初動措置主管課に自らを長とする高知県警察緊急事態対策室（以下「対策室」という。）を設置するとともに、関係幹部を現地に派遣し、事案の把握等の必要な措置を講じるものとする。また、警備第二課長及び総務課長に事案概要を速やかに連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた警備第二課長は警備実施の要否について判断をし、総務課長は報道対応を行うものとする。

2 対策室の副室長には初動措置主管課長をもって充て、対策室員には初動措置主管課員及び対策室長が指定する者をもって充てるものとする。

3 対策室の任務は、次のとおりとする。

##### (1) 次の事項の把握に関すること。

ア 事案の発生日時及び場所

イ 事案の概要

ウ 死傷者の概要及び救出状況

#### エ 事案拡大の見通し

- (2) 対策本部の設置に関する事。
- (3) 招集又は参集した職員の部隊編成及び応援部隊の派遣に関する事。
- (4) 警備第二課長及び総務課長に対する事案概要の連絡に関する事。
- (5) 警察庁、中国四国管区警察局及び関係する府県警察に対する報告、連絡及び調整に関する事。
- (6) その他必要な初動措置に関する事。

4 対策室長は、把握した3(1)アからエまでの事項、応援部隊派遣の要否その他必要な事項について本部長に報告するとともに、警察庁及び中国四国管区警察局に報告するものとする。

#### 第6 緊急事態対策本部等の設置

本部長は、緊急事態が発生した場合において、当該事案に係る警察活動全般を統括するため必要であると認めるときは、県本部に別表第2の高知県警察緊急事態対策本部編成基準表及び別表第3の高知県警察緊急事態対策本部部隊編成基準表に基づき高知県警察緊急事態対策本部を、所轄署に別表第4の高知県警察緊急事態現地対策本部編成基準表に基づき高知県警察緊急事態現地対策本部を設置するものとする。

#### 第7 平素の措置

所属長は、緊急事態の発生時に迅速かつ的確な警備措置が講じられるよう通信機器等の装備資機材を定期的に点検して、常に機能を最高度に保持しておくとともに、所属職員に対し、緊急事態発生時における体制の確立、措置要領等に関する教養を計画的に実施するものとする。

別表第1 (第2関係)

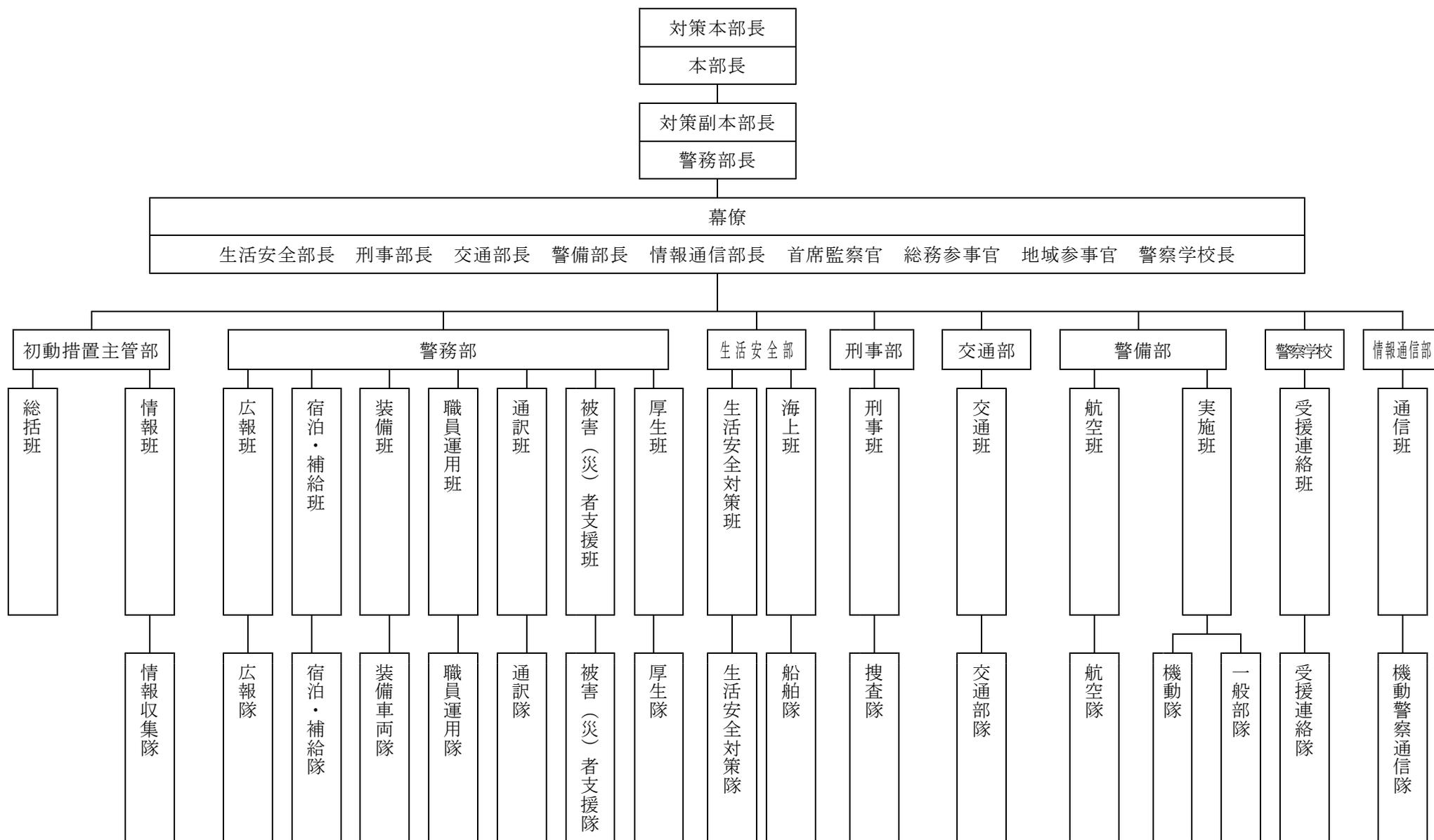
緊急事態の種別並びに初動措置主管課及び事案処理主管課

緊急事態の種別		初動措置 主管課	事案処理 主管課
大規模な 事故災害	危険物、ガス、毒劇物、火薬類等の大量流出又は爆発事故	警備第二課	生活安全企画課 捜査第一課
	船舶又は海洋施設からの大規模な油流出事故	警備第二課	生活安全企画課
	石油備蓄基地等の大規模な爆発又は大規模店舗、高層ビル、人家密集地等における大規模な火災事故	警備第二課	捜査第一課
	旅客機の墜落事故又は人家密集地への航空機の墜落事故	警備第二課	捜査第一課
	列車の衝突又は転覆等の事故（踏切事故を除く。）	警備第二課	捜査第一課
	旅客船の衝突、転覆等の海上事故	警備第二課	捜査第一課
	原子力事業所等における放射性物質の大量放出事故	警備第二課	生活安全企画課 捜査第一課
	大規模な雑踏事故、公営競技場における紛争事案等大規模な集団不法事案	警備第二課	捜査第一課
	高速道路上における大規模な交通事故	高速隊	高速隊
	高速道路以外の道路における大規模な交通事故	交通指導課	交通指導課
その他	本部長が上記に類すると認定する事案	別途指示	別途指示



別表第3 (第6関係)

高知県警察緊急事態対策本部部隊編成基準表



別表第4 (第6関係)

高知県警察緊急事態現地対策本部編成基準表

現地対策本部長	所轄署長
現地対策副本部長	事案処理主管部参事官及び副署長等
幕僚	現地対策本部長の要請に基づき、対策本部長が指定した者

班名	班長	班員数	任務
総括班	(初動措置主管課長)	2	1 高知県警察緊急事態現地対策本部及び現地指揮所の設置運営に関する事 2 関係情報の集約、分析及び検討に関する事 3 高知県警察緊急事態対策本部(以下「対策本部」という。)に対する報告及び連絡に関する事 4 各班間の調整に関する事 5 関係市町村及び消防等関係機関との連絡及び調整に関する事 6 その他特命事項
情報班			1 治安状況及び混乱状況の情報収集、分析及び集約に関する事 2 救出(避難)状況の調査及び集約に関する事 3 死傷者及び行方不明者の集計及び名簿の作成に関する事
広報班	警務課(係)長	1	対策本部広報班の任務に準じる。
宿泊補給・装備班	会計庶務課長	1	対策本部宿泊・補給班及び装備班の任務に準じる。
生活安全対策班	生活安全課(係)長	1	対策本部生活安全対策班の任務に準じる。
刑事班	刑事(生活安全)課長	2	対策本部刑事班の任務に準じる。
交通班	交通課長	1	対策本部交通班の任務に準じる。
実施班	警備課長	1	対策本部実施班の任務に準じる。

	人員小計	人員計
現地対策本部長・副本部長・幕僚	3	18
班長	6	
班員	9	